

5 屋外広告物の表示等に関する基本方針

良好な景観の形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について、次のとおり基本方針を定める。

(1) 景観計画区域（呉市全域）

- 地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度の表現による不調和又は著しい違和感を生じないように配慮する。
- 建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。
- 主要な展望地からの眺望に配慮する。
- 屋外広告物は、表示・掲出を抑制するよう努める。

(2) 景観づくり区域

本市の景観形成において重要な役割を果たす区域として定めている景観づくり区域は、上記に加え、景観の特性及び選定理由を踏まえて、次のとおり個別に方針を定める。また、屋外広告物は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数とする。

① 呉中央景観づくり区域

屋外広告物は、れんがを基調としたまちなみに配慮し、周辺の景観に調和した表示・掲出とする。特に、規模の大きなものは、突出感や違和感を軽減する。

② アレイからすこじま景観づくり区域

屋外広告物は、旧海軍のれんが倉庫などの歴史的なまちなみに配慮し、周辺の景観に調和した表示・掲出にとどめる。

③ 野呂山景観づくり区域

屋外広告物は、野呂山からの眺望に配慮し、極力低層部に設置する。また、自然景観と調和した表示・掲出にとどめる。

④ 音戸の瀬戸景観づくり区域

屋外広告物は、対岸からの眺望に配慮し、極力低層部に設置する。
また、周辺の景観に調和した表示・掲出にとどめる。

⑤ 桂浜景観づくり区域

屋外広告物は、自然景観・歴史と調和した落ち着いた表示・掲出にとどめる。

⑥ 三之瀬景観づくり区域

屋外広告物は、歴史と調和した落ち着いた表示・掲出にとどめる。

⑦ 御手洗景観づくり区域

屋外広告物は、重要伝統的建造物群保存地区の歴史的なまちなみに配慮し、周辺の建築物と調和した落ち着いた表示・掲出にとどめる。